

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第七十五号

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例(昭和三十七年十月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第八号を次のように改める。

八 県土マネジメント部

(奈良県土地収用事業認定審議会条例の一部改正)

**第二条** 奈良県土地収用事業認定審議会条例(平成十四年三月奈良県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「土木部」を「県土マネジメント部」に改める。

(奈良県都市計画審議会条例の一部改正)

**第三条** 奈良県都市計画審議会条例(昭和四十四年三月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土マネジメント部」に改める。

(奈良県開発審査会条例の一部改正)

**第四条** 奈良県開発審査会条例(昭和四十四年十二月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土マネジメント部」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。